

第33回 原子力小委員会に対する意見

令和4年11月8日
全国電力関連産業労働組合総連合
坂田 幸治

各WGからの報告について

1. 次世代革新炉の開発・建設に向けた対応

- 東日本大震災以降、原子力に係る明確な政策方針が示されない中で、産業全体の予見性は大きく低下し、再稼働の停滞や新設の空白期間の長期化等と相俟って、長年国内で築き上げてきた人材・技術基盤は“待ったなし”の危機的な状況に陥っています。

エネルギー安定供給やGXの実現、経済安全保障の確立等に向け、原子力を「将来にわたる選択肢」として保持し続ける上で不可欠な人材・技術・サプライチェーンの持続可能性の確保するためには、次世代革新炉のリプレース・新增設は避けて通れません。

革新炉WGでの真摯な論議等を踏まえ、革新軽水炉など新たな安全メカニズムを組み込んだ次世代革新炉のリプレース・新增設を政府全体の方針として早急に明示すべきと考えます。

また、本小委員会で整理した「原子力が実現すべき価値」(S+3Eの深化)、初期費用や投資回収期間に係る電源特性や電力自由化によるボラティリティの増大等を踏まえ、設備の建設段階から事業の予見性を確保する英国RABモデルなど、昨今の国際情勢等を踏まえて積極的な制度的対応を進めている海外事例等を参照しつつ、次世代革新炉を含む電源の円滑な開発・建設に資する投資環境を整備する必要があると考えます。

2. 安全かつ着実な廃止措置に向けた対応

- 認可法人の枠組みの活用や拠出金制度の創設等の措置は、東日本大震災以降の新たな事業環境下においても、バックエンド事業の根幹の1つである廃止措置を安全かつ着実に実施するための制度的対応と受け止めます。

なお、各事業者の経営環境は、電力システム改革や原子力政策の見直し等の東日本大震災以降の政策変更やその後のエネルギー政策の遅滞、昨今の国際情勢変化等に伴い、極めて厳しく不確実な状況にあります。拠出金額の設定や解体引当金の外部拠出、費用支弁時の解体等費用の適正性確認など、拠出金制度の設計並びに運用にあたっては、長期にわたる廃止措置の完遂に欠かせない人材・技術の維持・強化に支障が生じることのないよう、各事業者の経営環境や財務状況等に十分配慮した現実的かつ実効性あるものとなるよう留意願います。

原子力政策に関する今後の検討事項について

1. 利用政策の観点からの運転期間の在り方について

- 何よりも優先すべき高経年炉の安全確保に関しては、原子力規制委員会で検討されている原子炉等規制法上の新たな枠組み（現行の運転期間延長認可制度と高経年化技術評価の統合）の下で、運転開始30年を起点とし、10年を超えない期間毎の科学的・技術的評価が適切に実施されるなど、現行の運転期間上限である60年を超えて運転する場合を含め、これまで以上に厳格な規制が講じられることにより十分担保されるものと考えます。

- このように、安全規制側の対応として、高経年炉の安全確保に係る新たな規制が原子力規制委員会によって一元的に講じられようとする中で、別途、利用政策上の対応として、例えば電気事業法上、特段の運転期間の上限規定を設ける必要はないのではないかと考えます。

他方、現行制度との連続性や立地地域の皆様はじめ国民理解の観点等を考慮しながら検討を行うことの重要性は理解するところです。

なお、安全規制の見直し等の国による制度変更や事業者に帰責されない行政命令や勧告、行政指導等に伴う停止、訴訟リスクの顕在化に伴う停止など、事業者が予見し難い他律的要素による停止期間は、運転期間のカウントから控除すべきと考えます。

- いずれにしても、持続可能なエネルギー移行に向けた既設炉の長期運転の重要性は、既に国際社会の共通認識となっており、多くの国では、一定期間毎の安全確認は担保しつつ運転期間そのものに上限を設けていません。

我が国としても、エネルギー安定供給とGXの両立に不可欠な原子力の最大限活用に向け、安全確保を前提に、現行の運転期間上限である60年を超える運転を可能とする制度的対応を早急に図るべきであり、事務局におかれては、原子力規制委員会や原子力委員会など関係機関との適切な連携の下、引き続き精力的に検討を進めていただくようお願いします。

2. 世界の原子力安全・核セキュリティの確保に向けた貢献について

- ロシアによるウクライナの原子力発電所への攻撃を機に、国内においても万一の事態への備えの必要性が提起されています。

私ども現場従事者としても、不測の事態に備えた自衛隊や警察、海上保安庁等との連携や特重施設の設置等に鋭意取り組んでいるところですが、原子力関連施設で働く者も日本国民であり、国民の生命、身体や財産を守り抜くことは国家の責務と考えます。

その意味で、あくまで本件は、国全体の防衛政策に係る課題として、一義的には政府関係機関において対処されるべきものと考えます。

- ロシアによるウクライナ侵略が重大な国際法違反であることは明らかであり、断じて認められるものではありません。

私ども原子力関連施設で働く者としても、世界の関連労働者が結集する国際産業別労働組合や国際労働機関等とともに、ウクライナの原子力関連労働者とその家族の安全確保等に向けた連帯の強化に努めているところであり、日本政府がこの間、ウクライナの原子力安全や核セキュリティの確保に向け、国際原子力機関やG7加盟国等との連携を強化していることを支持します。

来年には、我が国を議長国とするG7サミットが広島で開催されます。唯一の被爆国である我が国として、核不拡散、原子力安全、核セキュリティの「3S」の理念、原子力の平和利用の意義が国際社会で共有されるよう、強いリーダーシップの発揮を期待します。

※所用によりやむを得ず欠席させていただき、上記の通り書面にて意見提出させていただきます。

以上